

通告6番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及び関連団体についてであります。

長年、社会問題となっていた旧統一教会問題は、安倍元首相銃撃事件で改めてその深刻さが明らかとなりました。この旧統一協会は、信者からの多額の寄附による家庭崩壊、靈感商法や合同結婚式などによる被害を引き起こし、社会的批判を受けてきた反社会的団体、カルト集団です。旧統一教会の違法性、カルト性を象徴する集団結婚については、2001年8月に集団結婚強要は違法と東京地裁で統一教会に賠償命令が出されています。

安倍元首相の銃撃事件が起きた7月、全国統一教会被害者家族の会に寄せられた相談件数も、前月に比べて12倍近い94件もの相談が寄せられたようです。全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、1987年から2021年に全国の消費者センターへの相談と合わせ、計3万4,537件の被害相談があり、被害額は約1,237億円に、旧統一教会がコンプライアンス宣言後の2010年以降でも相談件数が2,875件、被害額は約138億円としています。

連日、旧統一教会（世界平和統一家庭連合）及びその関連団体、こうした団体との政治家や行政との関係、またその被害の実態が報道され、閣僚はじめ多くの国会議員との関係も次々と明らかになる中、今後は関係を絶つとの発言すら政府がしています。

また、全国地方でも、旧統一教会と関連団体との政治家及び行政との関係実態が明らかになっています。日本宗教学会元会長の島菌さんは、旧統一教会は宗教法人本体ではなく、様々なフロント団体をつくり、勢力拡大をしてきた団体ですと断じて言います。

SDGs、地域清掃、ボランティア、靈感商法などで関係をつくりながら、信徒へとつなげていく。政治家や行政が様々な形で関与し、それらの団体の広告塔となり、実質的に団体へのお墨つきを与えていることとなります。そして、その寄附金の原資は、何らかの被害を受けた方から出されたのかもしれない。

政治家や自治体の旧統一協会との関わり、県内でも旧統一教会関連団体の開催する行事などに関わっていた等の報道もあり、私のところにも市民の方々から心配の

声が寄せられています。関心が高い問題であると考えます。

まずそこで、旧統一教会（世界平和統一家庭連合）と市長の認識、また関わりの有無についてお聞きをいたします。

2つ目は、事前に世界平和統一家庭連合（旧統一教会）関連団体の靈感商法対策弁護士連絡会が出している関係団体リストをお渡ししていると思いますが、関わり、市との関わりですね、それについて、また教育部門に関する関わりについてもお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の1番目の1点目についてお答えをいたします。

世界平和統一家庭連合につきましては、安倍元首相が凶弾に倒れた事件で、過去の旧統一教会のいろいろな話題がマスコミなどで報じられるようになってきており、そこで認識をしたところであります。

市長として、政治活動の中では数多くの方と交流させていただいております。

お一人お一人の信条、宗教関係など、調べるのは困難であります。従来からの交流者には関係者がいないものと認識をしております。

今後とも市民の皆さんに誤解を与えないよう、改めて慎重に判断していかねばならないと考えております。

その他のご質問につきましては、市長公室長のほうから答えさせていただきます。

○福山議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員ご質問の1番目の2点目についてお答えいたします。

世界平和統一家庭連合及び関連団体との関わりについて考えられるのは、市の後援名義使用許可申請が考えられます。

本市の後援名義使用許可につきましては、岩出市後援名義等の使用に関する取扱要綱に基づき、事業計画書、収支予算資料等の提出により、過去の実績及び政治的中立性と宗教的中立性が保たれているのか、また営利目的がなく広く市民を対象として行うなど、公共性に適しているのかを審査し、それを条件に後援名義の使用を許可しております。

この後援名義許可関係書の文書保存規定が3年間となっております。統一協会関連団体につきましては、たくさんの事業者がありますので、分かる範囲で調査した結果、過去3年間、後援名義の申請は提出されていないため、使用許可は出しておりません。

今後とも後援名義の使用許可につきましては、許可基準に基づき、企画内容等を確認しながら、個別に判断を行い、市民の皆様にご迷惑を招くことがないように、しっかり見極めながら慎重に対処してまいりたいと考えております。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 市来議員ご質問2点目の教育関係の関連団体との関わりについてのご質問にお答えいたします。

日本各地の自治体で、旧統一教会の関連団体が主催するイベントに対する後援とか祝電などの送付、公共施設でのイベントの開催、ボランティア団体の登録、小学校での講座等々、様々な形で関わった事例があるようですが、関わった自治体では、申請の段階において、申請内容には問題はなく、関連団体かどうかは把握できないというのが実態であり、確認できた段階で取りやめる方向で対応していると聞いております。

本市におきましても、市のイベント等に関連していないか、教育部門で調査を進めているところがございますが、今のところ、関連団体が関わっているような形跡はございません。

教育委員会としましては、市民の皆様方の旧統一教会に対する不安が高まっている中、今後、この団体が和歌山県内や那賀地域においてどのような活動を行っているのか、情報収集に努め、市民の皆様方の不安払拭に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、市長の認識と関わりの有無についてお聞きをいたしました。しかしながら、一人一人調べるのは難しい等々のことを言われ、関係してないものだというふうな形で言われておりますが、まず聞きたいのは、市長の後援会については、関係についてどうなのかという点をお聞きをしたいと思います。

2つ目は、全国県内でも旧統一協会系団体の行事、ピースロードによるサイクリングイベントが開催され、自治体への表敬訪問や挨拶、またそれらの団体の企画の後援などを行う自治体の姿がネット上に公開されておりました。

地方自治体が参加、関与することは同会へのお墨つきを与え、被害を拡大させることにつながるおそれがありますが、この点について、岩出市にはピースロードとの関わり、関与はなかったのかどうかをお答えください。

3つ目は、これまでの市への後援名義の申請件数、先ほどは許可基準をお話してくださったんかな、教育委員会の後援名義の使用許可を与えた件数、また許可基準

についてはあるのか、この点をお聞きしたいと思います。

4つ目は、統一教会関連団体は、かなりの数がございます。関連団体の催物の後援や公共施設の利用などへの対応に、今後どうしていくのか。教団との関係がほとんど知られていない団体もあり、各自治体も後援申請時などに把握するのは困難、今後どうすればよいのかという、たくさんの困惑している声も聞こえてきます。

今後、庁舎内での連携、共有、また情報収集、これ一層必要となってくると思いますが、この点についてをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の再質問、市長の後援会はどうかについてお答えをいたします。

旧統一協会をめぐっては、国政にとどまらず、地方政界との関係も各地で表面化している報道が度々されています。私の後援会では、選挙の手伝いやパーティ券の購入などは、現段階で確認されなかったとともに、私自身、知り得る限り、関わりがないと認識をしております。

今後とも社会的に問題のある団体につきましては、調査や把握などをしながら、公務、政務ともに関係を持たないようにしたいと考えております。

以上です。

○福山議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、ピースロードの関与につきましてなんですが、ピースロードにつきましては、世界平和日韓友好を掲げる自転車イベントであり、平成25年から実施しており、今年も7月1日から8月31日までの日程で、実行委員会が主催して、全国各地で実施しておりますが、ピースロードの主催者については、最近、世界平和統一家庭連合との関連が疑われているとの報道があり、初めて知った状況であります。

そのため趣旨から考えますと、関連を知らずに後援をしていた自治体は多々あるかと思いますが、当市へのピースロードの後援名義の申請は提出されていないため、許可しておりません。

続きまして、後援名義の申請件数についてなんですが、過去3年間で申し上げますと、令和元年度45件、令和2年度11件、令和3年度18件、今年度は現在まで11件の申請となってきております。

次に、今後ということなんですが、市が後援名義の使用許可する主な事業として、教育、福祉、産業、文化、芸術またはスポーツに関する事業、またはこれらに類す

る事業で、目的や内容が明確であり、広く市民を対象として行う公益性のあるものとしております。

また、市の政治的中立性、または宗教的中立性を損なうおそれがあるもの、また市として、営利、売名、その他私的な利益を目的としているものについては、使用許可は行わないものとしております。

つきましては、今後とも申請に基づき、企画内容を確認しながら、個別に判断をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、庁内連携についてなんですが、市の庁内連携につきましては、この後援を決定する前の内部決裁の過程において、関連部署への合議という形で情報提供を行っているところであります。

以上です。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

教育委員会が過去3年間、後援名義の使用許可を与えた件数、それから許可に対する基準ということですが、まず件数ですが、令和元年度で35件、令和2年度が17件、令和3年度が20件、計62件であります。

申請者は、学校、その他の教育機関、公共的団体や公益法人及びこれに準ずる団体でございます。

後援名義の使用許可の基準につきましては、その目的が明らかに、教育、学術、体育、文化の向上及び普及に寄与するもので、かつ教育委員会の決定した方針に反しないものであること、それから目的、開催日程及び申請者の住所が明確で、かつ申請事業の遂行能力があること、それから本市の行政運営に影響を及ぼさないものであること、その他教育委員会が、後援、協賛をすることを適当と認めたものであること、ということで、許可基準を定めております。

それから、関連団体の情報について共有、というご質問でございました。議員から名簿を頂きましたけども、どの団体が旧統一教会の関連団体か、これ確認する必要があります。現状において、インターネット上で一部公開されているものもございしますが、申請時に名前変えられた場合、これ確認できませんので、なかなか実態を把握するのは難しいものがあると思いますが、教育委員会としましては、先ほども答弁しましたように、和歌山県内であるとか、那賀地域でどのような活動をしているのか、そういうことについての情報収集をします。広く情報収集に取り組み、この把握した情報については、教育委員会だけでなく、庁内全体で共有するように

したいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 2つ目は、マイナンバーカードについてであります。

総務省がマイナンバーカードの普及に向け、交付事務を担う市区町村への圧力を強めています。住民がカードを取得した率が高い自治体には交付税の配分を増やす、閣議決定したデジタル田園都市国家構想の基本方針に盛り込まれました。さらに、交付率が平均を下回るなどしている自治体を重点的フォローアップ対象団体に選出、7月は963団体を指定し、都道府県知事や副知事らを通じて、市区町村らに普及の促進の取組を求めています。全国順位を載せた自治体交付率一覧表の提供も5月分から開始しました。交付率が85.2%の1位の自治体から2割に満たない1,741位の自治体までの差をさらすような表となっております。

マイナンバーは、税、保険料などの徴収強化や給付抑制を狙って導入されたものです。マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、政府は今年度末までにほぼ全ての国民にカードを取得させる目標を掲げています。ただ、7月14日時点の交付枚数は5,766万6,371枚と、交付率は約45.5%にとどまっています。来年度から国が自治体に配る地方交付税の算定に差をつける方針が明らかとなる中、各自治体などから交付税等を定めるのは筋違いとの批判の声が上がっています。

そもそも地方交付税は、全ての自治体が一定の行政サービスを行う財源を保障するために、国が自治体に代わって徴収し、人口や面積などに基づく算定と交付で財源の不均衡を調整するものです。格差是正や所得再分配を実行する貴重な財源の1つであり、憲法に定められた住民の生存権と基本的人権を保障するための財政です。

財源不足を補う生命線であり、「自治体が脅す。」と反発するのは当然ではないでしょうか。

今回の方針は、国と地方は対等という地方分権にも反することです。普及率が低い自治体への交付税が少なくなるならば、事実上のペナルティーと言えます。交付税と絡めるのは筋違いと言わざるを得ません。

カードの普及には、申請や交付などの事務作業を担う市町村の協力が不可欠です。交付税を人質に無理やり従わせるような手法は、岩出市としても納得いかないの

ではないでしょうか。

そもそもなぜ普及が進まないのか、内閣府が18年の世論調査で取得しない理由、尋ねたところ、必要性が感じられないが58%、身分証明書はほかにもある42%、個人情報への漏えいが心配、紛失や盗難が心配、半数以上あります。国民がカードの利点を実感できず、個人情報が漏れたり、悪用されたりするのではないかという不安も払拭されていないからではないでしょうか。根本的な問題の解決こそが求められていること、これは政府は考えるべきです。

まず、カードの交付率を地方交付税の額に反映するといった国の方針について、市の見解をお聞きしたいと思います。

2つ目は、2021年10月20日からマイナンバー保険証の本格運用が開始されました。

2022年4月17日時点で、利用登録した人は約830万人です。日本政府がアピールしているマイナンバー保険証のメリットは、就職、転職、引っ越しをしても健康保険証としてずっと使える。マイナポータルで特定健診情報、薬剤情報、医療費が見られる。窓口への書類の持参が不要、マイナポータルで確定申告の医療費控除の手続きが簡単。その一方でデメリットもあり、特定の医療機関でしか使えない。持ち歩くことで紛失のおそれがある。そして、情報が漏れたりしないか。こうしたことがございますが、市としてメリット・デメリットについての見解をお聞かせください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 市来議員ご質問の1点目についてお答えいたします。

令和4年6月に国のデジタル田園都市国家構想の基本方針において、来年度以降の普通交付税の算定で、自治体におけるカードの交付率を反映することについて検討することが示されましたが、その後、カードの交付率によって普通交付税が減額されるという趣旨ではないことが発表されています。

交付税の制度変更などに関しましては、今後も引き続き注視するとともに、遺漏のないように対応してまいります。また、マイナンバーカードの交付率の向上に向け、啓発に努めるとともに、マイナンバーカード特設会場の運営に注力してまいります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目の2点目、マイナンバーカードの保険証利用、メリット・デメリットについて、市の見解は、についてであります。メリットといたしましては、就職や転職、引っ越し等で保険の切替えが必要になった

場合でも、手続が完了次第、紙の保険証の発行を待たずに医療機関を受診できます。

また、医療機関や薬局においては、カードリーダーにかざすだけでスムーズに医療保険の資格や自己負担限度額が確認できるなど、医療機関での受付事務の効率化を図ることができます。

一方、デメリットといたしましては、カードリーダーを用いてマイナンバーカードの保険証に対応できる医療機関や薬局などが、7月下旬時点、全国で約26%にとどまっており、利用できる医療機関や薬局などが限定される点が上げられます。

○福山議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 保険証の運用についてお聞きをしたいと思います。

厚生労働省のホームページによると、マイナンバーカード対応の病院には、読取機を無償配布したり、補助金を出したりしていましたが、システム交換や導入後のランニングコストを懸念して導入を見送るケースがあるとありました。マイナンバーカード対応できる医療機関、また導入の申込みをしている医療機関、この岩出市にはどれぐらいあるのか、お聞かせください。

次に、マイナンバーカードを保険証として使うには、医療機器は整備を導入しなければなりません。メンテナンスの費用かかり、高齢者などの対応に人手が必要となることも懸念され、導入は進んでいません。そのため国はマイナ保険証を使ったシステムで、患者の医療情報を活用する病院や薬局に診療報酬の加算をつけられるようにしました。その加算額は、自己負担3割の場合、初診時21円、再診時12円、調剤薬局での利用で1か月ごとに9円というもの、これに対し、従来の保険証は、初診時9円、再診時の加算はなく、調剤薬局の利用で3円となっています。つまりマイナ保険証を使うほうが患者負担が重くなっていました。

しかしながら、厚生労働省は、2022年8月10日に、この制度を批判の元から変え、マイナンバーカードを健康保険証として使う場合に、2022年の10月からは患者負担額を引き下げる形で、診療報酬を改定すると決めております。

10月からの改定では、どちらの保険証でも再診時の加算をゼロにした上で、初診時の診療報酬をマイナ保険証で9円、従来の保険証で12円と、マイナ保険証の患者負担を従来の保険証よりも軽くしました。

これまでの状況を逆転させた格好です。調剤でも同様の措置をしたほか、マイナ保険証を利用した際に、加算分が徴収される頻度を現行の1か月ごとから、従来の保険証と同じく、6か月ごとに変え、マイナ保険証の患者負担を減らしました。た

だ、患者に追加負担を求める点には変わりございません。医療機関と市民に混乱を生じさせます。しかも同じ保険料を払っているにもかかわらず、従来のものとカードを使った場合との差、これは公平を欠くと言えるのではないのでしょうか。この点についての市の見解をお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

岩出市でマイナンバーカードの保険証を利用できる医療機関等は何件あるのか、ということにつきましては、岩出市所在のマイナンバーカード保険証、いわゆるマイナ保険証が利用できる医療機関及び薬局は、令和4年8月21日現在で27件でございます。

○福山議長 副市長。

○佐伯副市長 診療報酬の公平性についてということでございます。

国では、今回の改定に伴い、中央社会保険医療協議会へ諮問されておりますが、この中で、その中の意見では、国民の理解が得られないと、反発も相次いだ中で改定されたものと、こういうふう認識しております。

なお、今回の改定では、どちらの保険証でも再診時の加算をゼロにするなど、患者負担を減らしている状況であります。今回の診療報酬改定につきましては、全国的な共通課題となるため、今後、機会があれば市長会等を通じて、国に要望してまいりたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけ、機会があれば国にというふうな形で言われました。しかしながら、マイナンバーカード自身そのものは任意なんですよ、あくまでも。これを進めるためにいろんな施策を国は用いながら、カードを作らそうとしていると。

この点で保険証についても、保険証のマイナンバーカードを使った場合は、初診ですね、それを安くし、従来のやつを使えば高くなる。お金にしたら少額です。ただ、同じ健康保険料の額を払っていたのに、カードと従来のものでは差をつけるということ自身が公平に欠くということなんですよ。

その点については、しっかりとやっぱり意見を上げていく。これ期限が決まりますけどね、決まっているからこそ、早く早急に声を上げないと駄目なんですよ。

市民が不利益を被るようなことがあれば、やっぱり行政の立場としては、しっか

りと国に対して物を言っていく必要があるんで、これを機会があればというのではなく、やっぱり早急にしっかりと発言をして物を申し込みたい、このことをお聞きいたしますが、その点についてお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

市民に不利益となる改定については、国のほうに要望していけばどうかということとであります。先ほども答弁させていただいたとおり、今回の報酬改定については、全国的な共通課題であることから、今後も機会があれば、市長会を通じ国に要望してまいりたいと考えています。

○福山議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 3つ目の質問は、中学校運動部活動の地域移行についてであります。

2020年9月、文部科学省は、学校における働き方改革推進本部を開催しました。

そこで、学校の働き方改革を考慮した、さらなる部活動改革の推進を図るために、2023年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行する方向性を示しています。

今年6月6日、運動部活動の地域移行に関する検討会議でまとめられた提言が、スポーツ庁に提出されました。今後、部活動の地域移行が本格的に進められていくこととなります。この改革を行わなければならない理由の1つが、教員の労働環境改善です。

提言では、中学校教諭の1週間当たりの学内勤務時間、持ち帰り時間は含まず、60時間20分であり、1か月、4週間当たりの時間外勤務は100時間近くに及んでいます。特に中学校では、平成18年度に行われた調査結果と比べて、平成28年度の調査結果では、土・日の部活動指導に従事している時間数が、1時間6分から2時間9分とほぼ倍増しており、部活動指導に関わる負担が増していることが分かっています。学校において働き方改革が求められる中、運動部活動が教師の長時間勤務の大きな要因の1つになっていることから、早急な改革が急務となっている。

そして、少子化の問題が理由として、この地域移行に進むという形になっていません。

検討会議の提言には、2026年までを移行集中期間と示しており、地域移行については、提言を読んでも、地域で人材が本当に確保できるのか。また、受皿とな

る団体が持続可能な活動となるのか。教員との連携はどうなるのか。事故やけがの場合はどのようになるのか。生徒の自己負担額が増えないのか。提言には部活動の指導したい教員の兼職兼業を認めていくべきと書かれているが、一体どうなっていくのか。課題はたくさんあると思います。

また、生徒、保護者への説明など、混乱を生じさせない取組が必要です。教員の労働環境改善は大切なことです。しかし、生徒や教師、保護者の三者にとってプラスになるためのこの地域移行の改革、これが必要となつてまいります。

そこで、まず地域移行の考えに対する市教育委員会の見解をお聞かせください。

2つ目は、活動の取組の方向性、課題、また今後のスケジュールをお伺いいたします。

3つ目は、教員の働き方改革、これをどう進めていくのか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の3番目、中学校運動部活動の地域移行について、一括してお答えいたします。

まず1点目の地域移行の考えに対する市教育委員会の見解についてですが、議員ご指摘のとおり、令和4年6月6日の運動部活動の地域移行に関する検討会議提言において、まずは休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、令和5年から令和7年度末をめどに、3年間を改革集中期間とすると示されました。

本市においても、少子化の影響を受け、単一校での存続が困難な運動部活動もあり、併せて中学校教員の業務負担の軽減のためにも、国が示す計画にのっとり、段階的に進めていく予定でございます。

次に、2点目の部活動の方向性、現状と課題、また今後の方針、スケジュールについてですが、本市の両中学校には、現在、それぞれ13競技の運動部があり、文化部も岩出中学校が12種、岩出第二中学校が13種ございます。部活動への加入率は83%で、運動部は57%、文化部は26%です。

地域移行する受皿となると思われるスポーツ団体などは、令和3年度の時点で、体育協会が22協会50団体、スポーツ少年団が17団体、総合型地域スポーツクラブが4団体ございます。

課題といたしましては、他の自治体と同様で、運営主体の整備、指導者の確保と教員の兼職兼業に係る制度の整備、大会等参加時の引率及び指導者等の調整、教員及び保護者の部活動改革への理解、自己負担の在り方や保険の在り方など、山積し

ております。

今後の方針、スケジュールについては、教育委員会内にプロジェクトチームを設置し、計画的に推進してまいらる予定でございます。

3点目の教職員の働き方改革をどう進めるかについてですが、現在、ICカードによる勤務時間の実態把握を実施しており、月40時間以上超過勤務を行っている教員については把握できております。学校長を通じて、その都度の声かけ等を行っております。

休日の部活動が原因で月45時間を超過する教員は、予想していたよりも少なく、約15%でした。働き方改革の推進には、教員本人の考え方や業務の見直しなども必要であることから、本年の夏季教職員研修には、タイムマネジメント研修を取り入れました。今後も様々な側面からの取組により、教員の働き方改革を推進してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 今後、推進会議、プロジェクトチームを立ち上げて具体的な議論を進めていくと思うんですが、その立ち上げについてはいつ頃になるのか、またメンバーの構成はどのような形になるのか、お聞かせください。

2つ目は、地域移行を進めることになりましたが、大事なものは、生徒、先生、そして保護者などの声です。提言では、アンケートなどの調査も取り入れ、大事な意見を聞いていくことも書かれておりました。岩出市ではどのような方法を取って、こうした声に応えていくのか、聞き取りですね、をしっかりとやっていくのか、この点をお聞きしたいと思います。

3つ目は、地域移行に当たって心配なことは、先ほど市の教育部長のほうからも言われました。指導者の確保、引率の問題、また自己負担の問題等々、課題が山となっているんですが、やはり生徒の自己負担、保護者の自己負担、この自己負担が増えると、クラブが続けられないというふうになってしまうということは絶対あってはならないと思うんです。やっぱりクラブをしたいという思い、今までどおり、変わらない方向が一番いいんですが、どうしても進めないといけないという問題があるんで、やるとしても、やっぱり自己負担の問題になってくると思うんです。

また、受皿となる団体や指導する方の活動費、ここを支えていかないと、指導者は集まらない、同じように全国的にこういった方針でやっていくとなれば、やはりお金、ちゃんと出してあげるところに、いい指導者が行ってしまったりというふう

になったら、また格差が生まれると。そういう中では、やっぱり団体等の財政措置というのは非常に大事になってくると思っています。

これについて、市としてどのように考えているのか。また、夢のようなこの部活の地域移行という構想があるんですが、本当にそのようになるかというのは、これから進んでいかなければならない問題です。そういう中で、やはり財政の問題という点で、岩出市としても、もちろん国にきっちり物を言うことも含めて大事ですけど、市としても、そういったお金はつけていくというような形でやっていこうと考えているのか、この点だけお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、プロジェクトチームの立ち上げ計画と構成メンバーについてですが、スケジュールといたしましては、本年の文化祭終了後の11月中に、教育長、教育部長、教育総務課副課長、生涯学習課長、生涯学習課スポーツ健康係長、それと両中学校長を招聘して、設立会議に向けての会議を予定しております。

続いて、現場の教員や生徒、保護者の声をどう受け止めるかという点では、現在、指導主事を中心に、まずは中学校教員向けのアンケートを作成中でございます。現在の運動部の顧問で、競技経験者である教員の割合は約7割であることから、アンケートの実施で、より詳細な実態が分かると考えております。

今後、他の自治体の取組を参考にしまして、生徒や保護者の声も聞けるような体制をつくっていきたいと考えております。

3点目の自己負担や活動費の金銭面についてですが、全国都市教育長協議会では、移行期間を限定せず、地域の実態に応じた移行が可能となるよう、具体的かつ段階的な方策の支援と部活動支援員制度拡充のための財政措置を要望してございます。

また、全国市長会では、国が具体的な方策を明確に示すとともに、教育課程外の学校教育活動に地域格差が生じないようにするなど、所要の財政措置を講じるように要望を出しておるところでございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。